平成２５年（フ）第２２９号
福岡県久留米市山川安居野３丁目14番34号
債務者　友繁　孝人
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９６号
長崎県長崎市北陽町38番２号
債務者　松崎　輝美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
北海道小樽市末広町７番12号
債務者　菊池　広志
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１９号
北海道小樽市新光１丁目23番121号
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６２４号
仙台市宮城野区高砂２丁目６番地の３　第１産興荘102
債務者　加藤　貴久
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６７７号
宮城県塩竈市北浜４丁目１番２―101号　県営塩釜北浜住宅２号棟
債務者　文屋　清司
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
秋田市下新城中野字琵琶沼156番地４　下新城の郷
債務者　長崎　道雄
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
秋田県山本郡三種町鹿渡字深馬内後191番地２
債務者　神田千代一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４９号
秋田県山本郡三種町鹿渡字深馬内後191番地２
債務者　神田　貞子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１２２号
福島県伊達郡桑折町字桑島四１番地の15、従前の住所福島市八島町16番49号　栄和コーポ101号
債務者　飯島　沙織
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
茨城県行方市浜656番地２
債務者　塙　　保
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７０号
茨城県神栖市奥野谷7899番地２
債務者　衣鳩　康子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７１号
茨城県神栖市知手中央１丁目15番43―１号　サウス・ウインド２ｎｄ　102
債務者　成毛　法子（旧姓向後）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３２８号
埼玉県羽生市東８丁目11番地７
債務者　渡部シヅヨ（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３３号
埼玉県熊谷市上新田217番地　レジデンス江南105号
債務者　田中真由実
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８０８号
千葉県市原市八幡北町１丁目１番地18　パレドール市原404号室
債務者　市原　己広
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０９号
千葉市中央区浜野町1025番地78　ハイツトリオＢ棟102号
債務者　市原さち子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係